

平成31年第3回 三種町選挙管理委員会会議録

- 1 開催日時 平成31年3月28日（木） 午前9時
- 2 開催場所 三種町農政庁舎 会議室
- 3 出席委員 嶋田 仁、田村 明、川田 耕司、加賀谷 得子
- 4 欠席者 なし
- 5 事務局 書記長 石井 靖紀
書記 三浦 保、畠山 範之
- 6 付議された案件は、次のとおりである。
 - (1) 議案第14号 選挙人名簿に登録することについて（選挙時）
 - (2) 議案第15号 選挙人名簿から抹消することについて（選挙時）
 - (3) 報告第4号 登録の移替えをした者について
 - (4) 報告第5号 選挙権を有する者の50分の1の数について
 - (5) 報告第6号 選挙権を有する者の3分の1の数について
 - (6) 議案第16号 投票管理者及びその職務代理者の選任について
(県議選)
 - (7) 議案第17号 投票立会人の選任について（県議選）
 - (8) 議案第18号 期日前投票管理者の職務代理者の選任について
(県議選)
 - (9) 議案第19号 期日前投票立会人の選任について（県議選）
 - (10) 議案第20号 委員長専決事項の指定について（県議選）

午前8時55分開会

石井書記長 お疲れ様でございます。只今から平成31年第3回三種町選挙管理委員会を開会致します。

さっそくではございますが、委員長より御挨拶とこの後の進行情方よろしくお願い致します。

嶋田委員長 おはようございます。思わぬ雪が降り大変ですけれども、秋田県議会議員一般選挙が明日告示ということで、新聞では5名が立候補予定ということではありますが、選挙事務においては間違いないよう気を引き締めながらやっていきたいと思っておりますのでよろ

しくお願いします。今日の案件は県議選関連の案件となります。

慎重な審議をよろしくお願いします。

本日の会議録署名委員の指名ということで、加賀谷委員と田村委員にお願い致します。

それでは、案件に入ります。

「議案第14号選挙人名簿に登録することについて」。事務局より説明をお願い致します。

畠山書記

議案第14号「選挙人名簿に登録することについて」。

公職選挙法第22条第3項の規定により、別紙の者を平成31年3月28日付けで選挙人名簿に登録する。

説明致します。

まず、「1」の新有権者登録については、平成31年4月7日までに満18歳に達する方で、生年月日では平成13年3月3日から平成13年4月8日までの方が対象となります。人数は、男9人、女4人、計13人となります。

次に、「2」の転入登録については、平成30年12月28日以前より引き続き三種町に居住され3ヶ月を経過された方が対象となります。転入日では、平成30年12月2日から平成30年12月28日までに転入した方で、人数は、男5人、女3人、計8人となります。

よって、本日の登録者総数は、男14人、女7人、合計21人となります。

対象者につきまして、別冊の名簿をご覧ください。

新有権者登録につきましては、1頁に、転入登録につきましては、2頁に記載しております。

議案第14号の説明は、以上です。

嶋田委員長

はい。それでは名簿を確認の上、ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長

皆さん、何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長

無いようでございますが、議案第14号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「意義ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第14号を原案どおり決定することと致します。

嶋田委員長 次に、議案第15号「選挙人名簿から抹消することについて」。事務局より説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第15号「選挙人名簿から抹消することについて」。公職選挙法第28条の規定により、別紙の者を平成31年3月28日付けで選挙人名簿から抹消する。
説明致します。

まず、「1」の死亡抹消者につきましては、死亡の届出が平成31年3月1日から平成31年3月27日までの方が対象で、男13人、女8人、計21人となります。

次に、「2」の転出抹消者につきましては、今回は、平成30年11月27日以前に三種町から転出され4カ月経過された方が対象となります。転出日の範囲は、平成31年11月1日から平成11年11月27日までとなります。人数は、男6人、女9人、計15人となります。

よって、本日の抹消者総数は、男19人、女17人、合計36人となっております。

対象につきましては、死亡抹消は別冊名簿の3頁、転出抹消は4頁に記載しております。

死亡抹消のNo.8、No.15、No.19の方ですが、死亡年月日がそれぞれ2月28日、2月28日、2月27日となっています。こちらの方につきましては、3月1日以降に届け出がされたため今回の抹消の対象となります。以上で、議案第15号の説明を終わります。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿を確認いただきながら、ご意見等ございましたらお願いします。

(各委員、暫時資料を確認)

嶋田委員長 何かございませんか。

(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、議案第15号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第 15 号を原案どおり決定致します。

続きまして、報告第 4 号「登録の移替えをした者について」。説明をお願いします。

畠山書記 はい。報告第 4 号「登録の移替えをした者について」。

平成 31 年 3 月 28 日付けの定時登録に係る登録の移替えをした者は、別紙のとおりである。

平成 31 年 3 月 1 日から平成 31 年 3 月 7 日までの町内転居により投票区の移替えをした者は

男 0 人 女 4 人 合計 4 人となります。

別冊名簿の 5 頁に対象者を掲載しております。

説明は、以上です。

嶋田委員長 はい。それでは、名簿をご確認いただきまして、ご意見、ご質問等ございましたらご発言願います。

(各委員、暫時資料を確認)

(「特にありません。」の声有り)

嶋田委員長 それでは、特に無いようですので、報告第 4 号を原案どおり承認したいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、報告第 4 号を原案どおり承認致します。

続きまして、報告第 5 号と報告第 6 号につきましては、関連性がございますので、一括上程と致します。

報告第 5 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」、報告第 6 号「選挙権を有する者の 3 分の 1 の数について」、説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。報告第 5 号「選挙権を有する者の 50 分の 1 の数について」。

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数は 300 である。

これにつきましては、下に記載の直接請求の必要署名数となっております。この数の算定については 4 頁に選挙人名簿登録者数

の増減表を載せておりますのでそちらをご覧ください。

今回選挙時登録の抹消者数が36人、登録者数が21人、差引きました今回の名簿登録者数が男6,928人、女8,025人、合計で14,953人となり、選挙時登録から15人の減となっております。この14,953人の50分の1の数が300となります。

続きまして、報告第6号「選挙権を有する者の3分の1の数について」。

地方自治法第76条第1項、第80条第1項及び第81条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は4,985である。

これにつきましても、下に記載の直接請求に関する数で、今回の選挙人名簿登録者数14,953の3分の1ですので4,985となります。

以上で、報告第5号と第6号の説明を終わります。

嶋田委員長 只今の説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら、お願い致します。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 はい。ご質問等無いとのことですが、報告第5号、第6号を原案どおり承認してよろしいでしょうか。

(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いとのことですので、報告第5号、第6号を原案どおり承認することと致します。

それでは、議案第16号の説明をお願いします。

畠山書記 はい。議案第16号「投票管理者及びその職務代理者の選任について」。

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票管理者及びその職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

今回選任する投票管理者とその職務代理者につきましては、8頁と9頁に名簿を載せておりますが、昨年の町の選挙を基に人選を行っております。

また、職務代理者については、町職員の中から選任しております。

説明については以上です。

嶋田委員長 はい。ありがとうございました。それでは、名簿等ご確認の上、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。
(「特にありません。」の声有り。)

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第 16 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第 16 号を原案どおり決定と致します。
続きまして、議案第 17 号「投票立会人の選任について」。説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第 17 号「投票立会人の選任について」。
平成 31 年 4 月 7 日執行の秋田県議会議員一般選挙における各投票区の投票立会人を別紙のとおり選任する。
11 頁をお開きください。
投票立会人につきましては、当該選挙区の選挙人名簿に登録されている方の中から、2 人～5 人までを選任することとされています。
投票立会人については、毎回 2 人ずつ選任しておりますので、今回もご覧の名簿のとおり 2 人ずつ選任したいというものです。
説明については以上です。

嶋田委員長 はい。それでは名簿等ご確認の上、お気づきの点などありましたらお願いします。
何かご質問ありませんか。
(「ありません。」の声有り。)
特に無いようですので、議案第 17 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。
(「異議ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 ご異議無いようですので、議案第 17 号を原案どおり決定と致します。

続きまして、議案第 18 号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について」。
説明の方をお願いします。

畠山書記 はい。議案第 18 号「期日前投票管理者の職務代理者の選任について」

平成 31 年 4 月 7 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票管理者の職務を代理すべき者を別紙のとおり選任する。

名簿につきましては、次の 12 頁の方々となります。

選挙日当日の投票所と同じように、期日前投票につきましても期間中、職務代理者を選任し、配置する必要があります。琴丘、山本、八竜の各投票所について、職務代理者は町職員の中からご覧のとおり選任したいとしております。

説明については以上です。

嶋田委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第 18 号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

続きまして、議案第 19 号「期日前投票立会人の選任について」。
説明の方をお願いします。

畠山書記 議案第 19 号「期日前投票立会人の選任について」

平成 31 年 4 月 7 日執行の秋田県議会議員一般選挙における期日前投票立会人を別紙のとおり選任する。

14 頁をご覧ください。

期日前投票立会人の選任につきましては、各地域ごとに立会人をお願いする形をとっておりまして、事前に従事可能な日を確認した上で、ご覧の日程で立会人をお願いしたいとしております。

以上でございます。

嶋田委員長 只今の説明について、ご意見、ご質問等ありましたらお願いし

ます。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長 特に無いようですので、議案第19号を原案どおり決定してよろしいでしょうか。

（「異議ありません。」の声有り。）

ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。続きまして、議案第20号「委員長専決事件の指定について」。説明の方お願い致します。

畠山書記 はい。議案第20号「委員長専決事件の指定について」。

三種町選挙管理委員会規程第13条第1項の規定に基づき、次の事項を三種町選挙管理委員会委員長の専決事件に指定する。

委員長専決指定事項

平成31年4月7日執行の秋田県議会議員一般選挙における投票管理者及びその職務代理者、投票立会人（補充選任を除く。）、期日前投票管理者及びその職務代理者並びに期日前投票立会人（補充選任を除く。）の選任の変更内容について説明します。

こちらにつきましては、従事される当日、時間になっても到着されないといった場合を除き、当日前までに都合により従事できないことが分かった場合に委員長の専決事項として処理させていただきたいというものです。

説明は以上です。

嶋田委員長 只今の説明について、ご質問等ありましたらお願い致します。

（「特にありません。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議等無いようですが、本案を原案どおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議ありません。」の声有り。）

嶋田委員長 ご異議無いようですので、本案は原案どおり決定と致します。

嶋田委員長 本日の議案審議は以上です。

嶋田委員長 それでは、その他について事務局からお願いします。

畠山書記 はい。それでは、17頁の方で、今後の日程についてご説明致します。

(以下、資料に基づき説明。)

嶋田委員長 委員の皆さんから、他に何かございませんか。

(「ありません。」の声有り。)

嶋田委員長 それでは、これで本日の委員会を終了致します。

午後 9 時 2 8 分閉会

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

委 員 長 _____

署名委員 _____

署名委員 _____